

# 国内上場株式等の 配当金の受取方法のご案内

上場株式等の配当金（ETF、REIT等の分配金を含みます。以下同じ。）の受取方法の概要についてご案内いたします。

## 配当金の受取方法

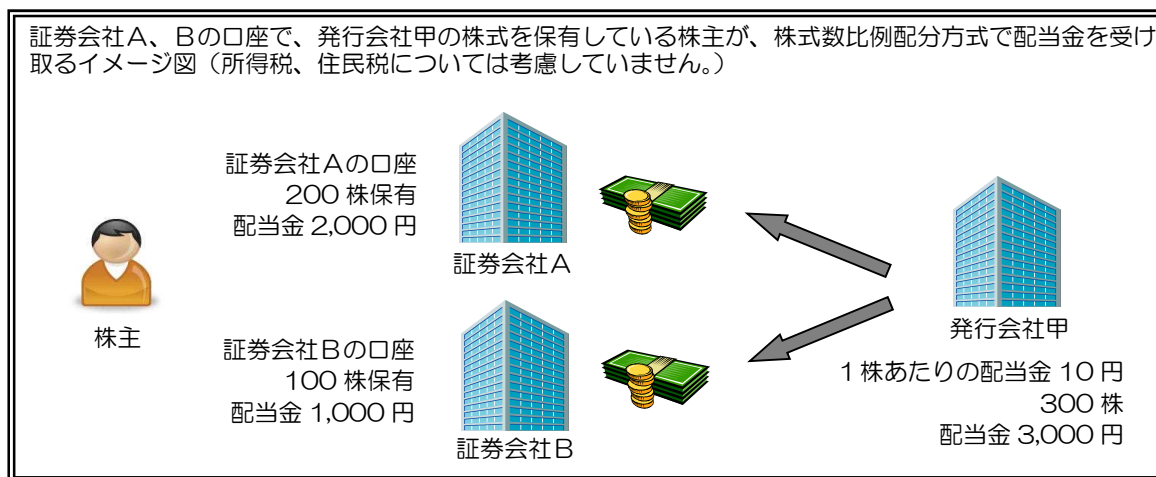
上場株式等の配当金の受取方法<sup>(注1)</sup>は、以下の方法から選ぶことができます。

株式数比例配分方式	すべての銘柄について、証券会社等の口座の残高に応じ、証券会社等を通じて配当金を受け取る方法
登録配当金受領口座方式	すべての銘柄について、あらかじめ指定した1つの金融機関預金口座で配当金を受け取る方法
単純取次ぎ方式	銘柄ごとに、あらかじめ指定した金融機関預金口座で配当金を受け取る方法
配当金領収証方式	ゆうちょ銀行等で配当金領収証と引き換えに配当金を受け取る方法

注1 配当金の受取方法の名称は、証券会社等によって異なります。

## 株式数比例配分方式

お取引のある証券会社等の口座の残高（配当基準日時点の残高）に応じ、証券会社等を通じて、保有するすべての銘柄の配当金を受け取る方式です。



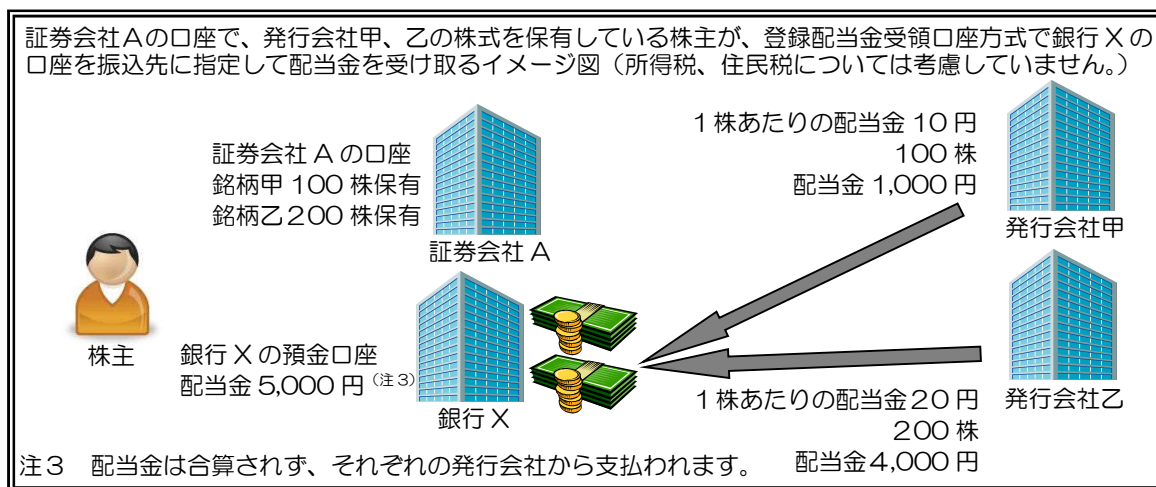
## 【ご利用の留意点】

- ① お取引のある証券会社等が複数ある場合には、1社に対して株式数比例配分方式の申込みをされると、他の証券会社等で保有している銘柄も含め、すべての銘柄について同方式が適用されます（他の方式との併用はできません。）。
- ② 信託銀行等の特別口座<sup>(注2)</sup>等、株式数比例配分方式を取り扱っていない金融機関等から口座の開設を受けている場合には、同方式をご利用いただくことができません。  
特別口座の開設を受けていることにより同方式をご利用できない場合には、まず、信託銀行等に対して、お取引のある証券会社等の口座への特別口座の残高の振替依頼又は単元未満株式の買取請求等を行っていただくことにより、特別口座を閉鎖することが必要です。その上で、お取引のある証券会社等に対して、同方式の申込手続を行うことで利用が可能になります。
- ③ 株式数比例配分方式を選択し、上場株式等の配当金を特定口座（源泉徴収選択口座）で受け入れた場合には、同じ特定口座内の上場株式等の譲渡損失との損益通算がされます（損益通算のための確定申告は不要です。）。詳細はお取引のある証券会社等にお問合せください。
- ④ 少額投資非課税口座（いわゆるNISA口座）で上場株式等を保有している場合に、当該株式等の配当金について非課税の適用を受けるためには、配当金の受取方法として株式数比例配分方式を選択していただく必要があります。詳細はお取引のある証券会社等にお問合せください。

注2 特別口座とは、株券を所有していたまま株券電子化を迎えた場合等において、発行会社が株主の権利を保護するために信託銀行等に開設する口座をいいます。なお、特別口座の開設の有無はお取引のある証券会社等にお問合せいただくことで確認することが可能です。ただし、特別口座の開設先（信託銀行等の名称）、銘柄及び残高について確認することはできませんのでご注意ください。

## 登録配当金受領口座方式

あらかじめ指定した1つの金融機関預金口座で、保有するすべての銘柄の配当金を受け取る方式です。

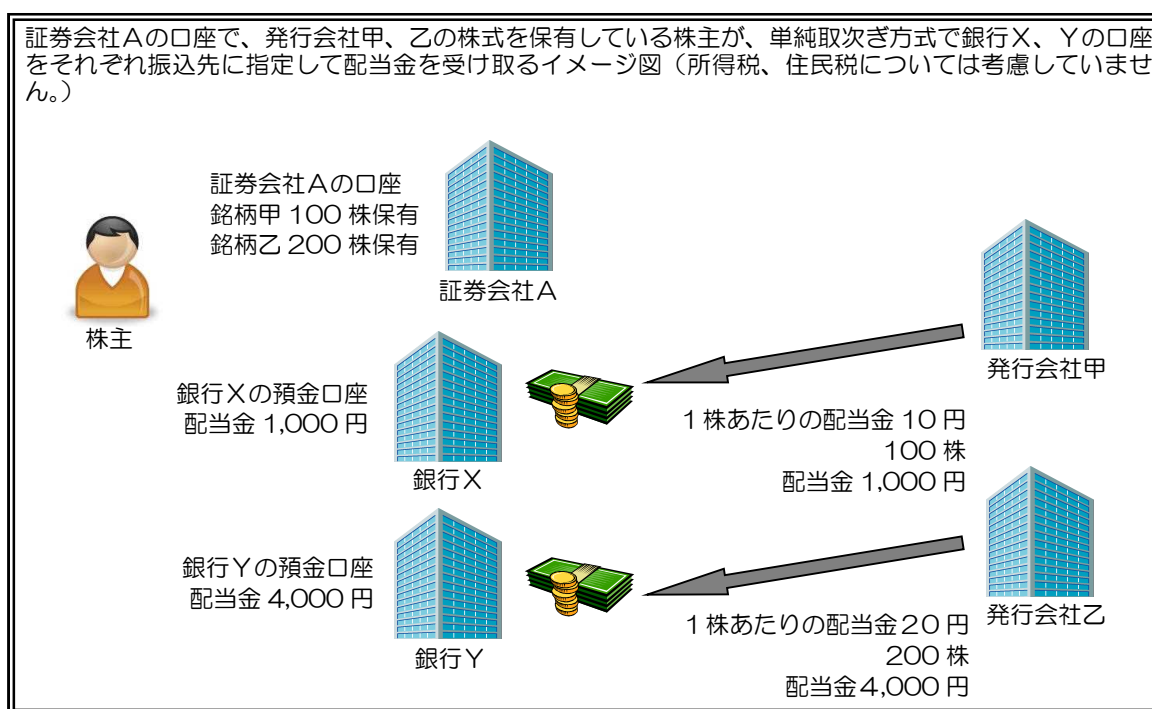


### 【ご利用の留意点】

- ① お取引のある証券会社等が複数ある場合には、1社に対して登録配当金受領口座方式の申込みをされると、他の証券会社等で保有する銘柄も含め、すべての銘柄について同方式が適用されます（他の方式との併用はできません。）。
- ② 金融機関預金口座は、普通預金又は当座預金を指定してください（貯蓄預金を指定することはできません。）。

## 単純取次ぎ方式

銘柄ごとに、あらかじめ指定した金融機関預金口座で配当金を受け取る方式です。



### 【ご利用の留意点】

- ① 金融機関預金口座は、普通預金又は当座預金を指定してください（貯蓄預金を指定することはできません。）。
- ② 単純取次ぎ方式は、株式数比例配分方式又は登録配当金受領口座方式との併用はできません。
- ③ 単純取次ぎ方式をご利用されている場合には、金融機関預金口座を指定していない銘柄については、配当金領収証方式が適用されます。

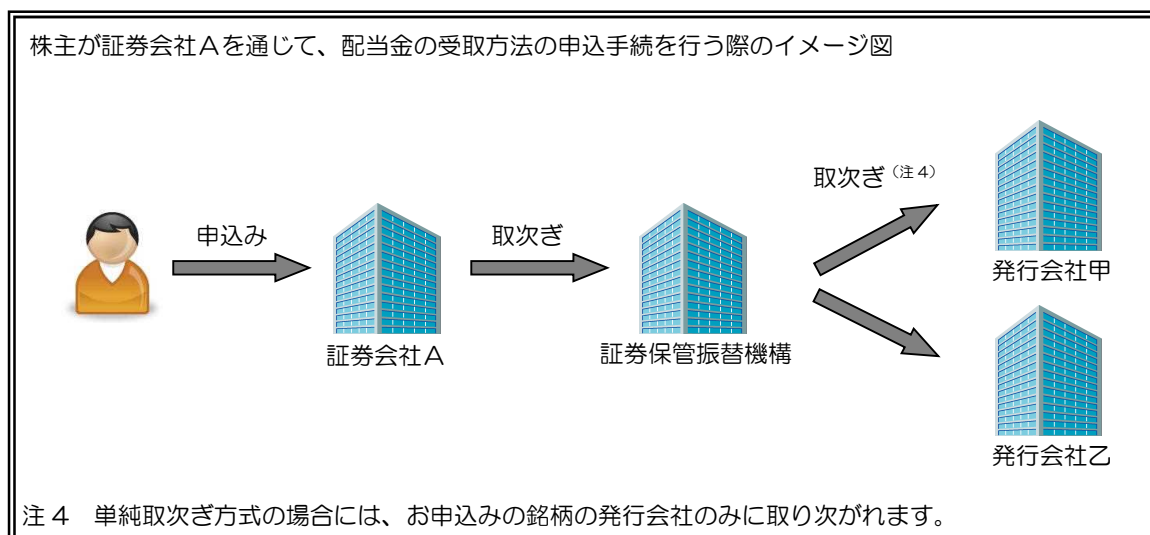
## 配当金領収証方式

発行会社から郵送される配当金領収証を、ゆうちょ銀行等の窓口を持参することで、配当金領収証と引き換えに配当金を受け取る方式です。同方式は特段のお手続をすることなくご利用いただくことができます。

## 配当金の受取方法の申込手續

それぞれの受取方法の特徴をご理解の上、お取引のある証券会社等に対して配当金の受取方法の申込みを行ってください（単純取次ぎ方式に関する手續は、お申込みの銘柄の残高のある証券会社等に対して行ってください）。

なお、配当金の受取方法を選択していない場合には、配当金領収証方式が適用されます。



### 【お申込みの留意点】

- ① 証券会社等における事務処理に時間を要することがあるため、配当金の受取方法の申込みはお早めに行うことをお勧めいたします。
- ② 配当金の受取方法を変更される場合や配当金の振込先に指定している金融機関預金口座を変更される場合も、お取引のある証券会社等に対して申込みを行ってください。